

○上天草市病院企業職員の任免に関する規則

平成19年3月29日規則第14号

改正

平成26年3月25日規則第4号

上天草市病院企業職員の任免に関する規則

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書の規定により、上天草市の病院企業職員の任免についてあらかじめ市長の同意を得なければならない主要な職員は、次のとおりとする。

病院事業副管理者 院長 副院長 事務部長

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。